

東京医療保健大学大学院和歌山看護学研究科入試・広報委員会規程

(設 置)

第1条 東京医療保健大学和歌山看護学研究科における入学試験の実施及び広報活動の充実を図るため、和歌山看護学研究科入試・広報委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) アドミッションポリシーに関する事項
- (2) 入学試験の企画・実施に関する事項
- (3) 広報に関する事項
- (4) その他、入学試験及び広報に関する事項

(構 成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 和歌山看護学研究科教授会において任命する研究科担当専任教員。
- (2) 和歌山事務部長又は和歌山事務部長補佐。
- (3) 研究科長は必要に応じて出席することができる。
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(事 務)

第5条 委員会に関する事務は、和歌山事務部で行う。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。